



不告知教唆を行った保険代理店の 保険会社に対する損害賠償責任

弁護士 大野 徹也

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地裁令和元年7月3日判決、請求認容 平成30年(ワ)第39428号 損害賠償等請求事件 判例秘書 L07432318

1. 本件の争点

本件は、生命保険会社から代理店業務の委託を受けていた個人保険代理店たる保険募集人が、生命保険契約の締結を媒介した際、告知妨害又は不告知教唆（以下「告知妨害等」という）を行ったことから、生命保険会社が告知義務違反解除を行うことができず、保険金及び遅延損害金を保険金受取人に支払わざるを得なくなったとして、生命保険会社が、当該保険募集人に対し、不法行為ないし債務不履行に基づき、当該保険金、遅延損害金及び弁護士費用の各相当額の損害賠償を請求した事案である¹⁾。

本件の争点は、Ⅰ. 告知妨害等の成否、Ⅱ. 個人保険代理店たる保険募集人の生命保険会社に対する不法行為又は債務不履行の成否及び損害額である。

2. 事実の概要

生命保険会社であるX（原告）と個人であるY1（被告）は、平成24年7月3日、Xの保険募集に係る個人代理店業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という）を締結した。

A（訴外）は、平成28年7月26日、Y1の媒介により、Xとの間で、被保険者をA、死亡保険金額を200万円として、無配当解約払戻金抑制型定期保険

（以下「本件保険契約」という）を締結した。

Aは、本件保険契約の締結に先立つ同年4月13日、B病院の医師（訴外）から慢性腎不全との診断を受け、維持透析を行う旨の説明を受け、その後、透析を受けていた（以下「本件告知事項」という）。これは本件保険契約締結の際の告知義務の対象となるが、Aは告知をしなかった（以下「本件告知義務違反」という）。

Aは、平成29年11月10日に死亡した。そこで、本件保険契約の死亡保険金受取人であるC（訴外）は、Xに対し、本件保険契約に基づき、死亡保険金を請求した。Xは、Cの請求を受けて、医療機関等の調査をしたところ、Aによる本件告知義務違反が判明した。しかし、一方で、Y1による告知妨害等の事実も確認されたため、本件保険契約を告知義務違反解除することはできないものと判断し、平成30年3月13日、Cに対し、死亡保険金200万円及び遅延損害金1万9727円を支払った。

そこで、Xは、Y1に対し、主位的には不法行為に基づき、予備的には本件業務委託契約の債務不履行に基づき、XがCに支払った死亡保険金及び遅延損害金（主位的請求についてはこれらに加えて弁護士費用）の各相当額の損害賠償を請求した。

争点Ⅰに関し、Xは、「被告Y1は、Aから人工透析をしていることを聞いていたが、その旨告知すると保険に加入することができないため、Aに対し、告知書の該当欄に『いいえ』と記入するよう指示し、

もって本件告知事項を告知することを妨げ、又は告知をしないことを勧めた。」と主張した。これに対し、Y1は、告知当時、Aが人工透析をしていることを知らなかったと反論した。

争点Ⅱに関し、Xは、主位的に、Y1が「Aに対し、故意に告知妨害又は不告知教唆をはたらき、原告をして死亡保険金及び遅延損害金……を支払うという損害を被らせた」以上、不法行為が成立すると主張し、予備的に、「本件業務委託契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって代理店業務を行い、保険募集に関わる法令等を遵守しなければならないところ、被告Y1がAに対して告知妨害又は不告知教唆を行ったことは、保険業法300条1項3号が禁止する『保険契約者又は被保険者が保険会社……に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為』に該当し、同号に違反するため、被告Y1は前記善管注意義務を怠ったものといえ」、Xは「被告Y1の前記債務不履行により、本件保険契約について告知義務違反を理由として解除することができず、死亡保険金及び遅延損害金……を支払うという損害を被った」以上、債務不履行が成立すると主張した。これに対し、Y1は、本件保険契約締結当時の死亡保険金受取人はD及びEであったところ、Cへの保険金受取人変更はA以外の者によって行われていたとして、同保険金受取人変更が無効である旨を主張し、XがCに対して支払った死亡保険金等相当の損害につき、Y1は賠償義務を負わない旨主張した。

3. 判旨（主位的請求認容）

(1) 争点Ⅰについて

本判決は、A死亡直前の平成29年11月8日又は10日、Y1とCが以下の様な会話をした事実を認定した。

C：で、そうY1さん、一番気になっているのが、Aさんがやっぱり人工透析とかしちゃうんじゃないですか

Y1：だから給付金入れてません。わかる？普通この保険を入れるときは私は小さい死んだらお

金が出るのと病気したら入院給付金が出るものをセットにしないで、2件入ってもらうんです。（中略）

Y1：だけど、お会いしたときに元気だけでも透析してるとおっしゃったので。あなたのこのAさんにも1年以内に旅立たれたときは、お金は出ませんと。そのかわり、お払いになって、期日前のものは、保険料は、戻りますと。…

C：でも、1年、1年以降経つとおられるんですか。

Y1：それはもう告知違反、ごめんね。告知違反をしているということは十分私は分かった上で。透析で、1年か2年で死んだ方がいないんです。（中略）

Y1：もう1年半経ちましたよ。だから大丈夫です。

C：大丈夫ですね。

Y1：はい。そのかわり、そんなすぐに逝かないと思いますが、逝かれても、ね、前から透析をね、母はしてましたということ、一切あなた達はのんで。先生がお書きになるのは何月何日に、何々で心不全で旅立ったとか。本当に亡くなった瞬間しか死亡診断には書いてありません。」

さらに、本判決は、Y1が、Xの調査に対し、「Aから前夫との間の子のために保険に入りたいと相談され、Aが人工透析をしていることを知っていたため、これを告知すると保険に加入できないので、告知しないよう勧めるとともに、告知義務違反による加入で2年以内に死亡した時は保険金が出ない旨説明した」旨供述し、同旨を記載した報告書に署名押印した事実等も認定した上で、「被告Y1が、本件保険契約締結の際に、Aが人工透析を受けており、これが原告に告知すべき事項に該当することを知りながら、Aに対し告知しないことを勧めたことが認められる。」とした。Aによる告知義務違反を知ったのは本件保険契約締結後であった旨のY1の主張・供述については、本判決は、「仮に、被告Y1が本件保険契約締結後にAによる告知義務違反を知ったというのであれば、原告の代理店の立場にある被告Y1

としては、当然、原告に報告すべきであり、そうすることに支障はなかったはずであるのに、そうしないまま、Aに解約を求め続けたのみというのであるから、被告Y1の前記供述は不自然、不合理というほかな」として採用しなかった。

(2) 争点IIについて

本判決は、「被告Y1が、Aに対して本件告知事項を原告に告知しないことを勧めたことが認められるところ、被告Y1の供述によれば、長年にわたり保険代理店業務に携わっていたというのであるから、そのような場合には、原告が本件保険契約を解除できず、受取人から請求された場合には保険金を支払わなければならないことを当然認識していたか、仮に、これを認識していないとしてもそのことについて過失があると認められるから、被告Y1は、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負う」とし、XがCに支払った死亡保険金200万円及び遅延損害金1万9727円と、弁護士費用20万円の合計221万9727円及びこれに対する遅延損害金の損害賠償請求を認容した。

なお、死亡保険金受取人変更が無効である旨のY1の主張は採用しなかった²⁾。

4. 評釈（判旨に賛成）

(1) はじめに

本判決は、保険会社の個人保険代理店たる保険募集人が、保険募集に際して告知妨害等を行い、そのため保険会社が告知義務違反解除を行うことができず死亡保険金及び遅延損害金の支払いを余儀なくされた事案において、保険会社の保険募集人に対する死亡保険金相当額等の損害賠償請求が認容された事案である。保険募集人による告知妨害等の結果、保険会社が保険金等の支払を余儀なくされるケースは一定程度発生しているものとみられるが³⁾、そのような場合に保険会社が保険代理店に対して損害賠償請求を行った事例に関する公表裁判例や先行研究は、筆者の調査の限りでは不見当であった。

(2) 告知妨害、不告知教唆

保険法55条1項は保険者による生命保険契約の告知義務違反解除を規定するが、同条2項2号及び3号は、保険媒介者が告知妨害等を行ったときは、生命保険契約を解除することができない旨、規定する。同規定は、旧商法の下では、保険媒介者が告知妨害等をした場合であっても、告知受領権がない等の理由で一般的には保険者の解除権が阻却されないと考えられてきたものの、保険媒介者が告知妨害等をした場合、それによる不利益は、妨害や教唆を受けた保険契約者等ではなく、保険媒介者の指揮や監督を適切に行わなかった保険者に課するのが適切であるとして、保険法で新設されたものである⁴⁾。

保険法の立法過程においては、告知義務者の意思が介在しない場合が「告知妨害」（保険法55条1項2号）、告知義務者の意思が介在する場合が「不告知教唆」（同3号）に該当するという整理がなされていたが⁵⁾、具体的なケースが告知妨害、不告知教唆のいずれに当たるかを厳密に区別する意味はないと解されている⁶⁾。

また、保険監督法である保険業法300条1項2号及び3号においても、告知妨害等は禁止されている⁷⁾。

本件において、Xは、Aの行為が告知妨害、不告知教唆のいずれに該当するかを明確に主張していないが、本判決は、「原告に告知すべき事項に該当することを知りながら、Aに対し告知しないことを勧めたことが認められる」として、「不告知教唆」への該当性を認めたものと解される。告知義務者であるAは、Y1の説明を踏まえて自らの意思で告知したものとみられる以上、「不告知教唆」に該当するとの本判決のあてはめは、（その厳密な区別に意味があるか否かはともかくとして）適切である⁸⁾。

(3) 告知妨害等と代理店の損害賠償義務

告知妨害等は保険監督法である保険業法に違反する行為であり、同時に保険会社の財産的利益を侵害する行為であるから、保険代理店たる保険募集人に故意または過失が認められる限り、保険会社に対する不法行為が成立する（民法709条）。また、告知妨

害等は、保険業法その他の法令を遵守すべき旨を規定する代理店業務委託契約に違反し、代理商（会社法16条）としての善管注意義務（民法644条）にも違反する行為であるから、保険会社に対する債務不履行も成立する（民法415条1項）。そして、保険募集人が告知妨害等を行わなければ、保険契約の申込の謝絶又は告知義務違反解除により、保険会社は保険金等の支払義務を負うことはなかったといえるから、保険募集人の告知妨害等と、保険事故発生時に告知義務違反解除が行い得なかったことによって保険会社が支払いを余儀なくされる保険金等相当額の損害との間には、相当因果関係も認められる。したがって、告知妨害等を行った保険代理店たる保険募集人は、保険会社に対し、不法行為又は債務不履行に基づき、保険会社が支払義務を負う保険金等（不法行為に基づく場合はこれらに加えて弁護士費用）相当額につき損害賠償義務を負うものと考えられる。

(4) 本判決の評価

本判決は、主位的請求たる不法行為に基づくXの損害賠償請求を全部認容した。その認定及び判示は上記検討に即したものであり、適切なものであるといえる。

本判決は、個別具体的な事例における不告知教唆の成否と、これによる不法行為の成否、そして損害の範囲を判示した事例判断に過ぎず、新たな法的判断を示したものではない。しかし、保険募集人が告知妨害等を行った事例において、保険会社が支払いを余儀なくされた保険金等相当額の損害賠償請求が正面から行われ、これが全部認容されたという本事例は、保険募集人が不適正募集を行った場合のリスクの甚大さを示すものとして、保険会社や保険代理店の募集管理上、大きな意義を有するものといえる。

(5) 本件では争点とならなかった損害論に関する論点の検討

本件では、Xが請求した死亡保険金、遅延損害金及び弁護士費用の各相当額が全部認容されたが、同

種事案で想定され得る他の争点（損害論）について、以下検討を試みる。

① 損害の加算～代理店手数料相当額

保険会社は、保険代理店に対し、代理店業務委託契約に基づき、保険募集に対する対価として代理店手数料を支払う。代理店手数料は、告知妨害等が行われなければ支払われることがなかったものであるから、保険募集人の告知妨害等によって、保険会社には代理店手数料相当額の損害が生じているといえる。

本件では代理店手数料相当額の損害賠償請求は行われていないが、仮に同損害の賠償が請求された場合、認容され得るものと考えられる。

② 損益相殺

損益相殺に関する明文規定はないが、債務不履行・不法行為を問わず、損害賠償請求権者が損害を被ると同時に、これと同一の原因により利益を得た場合、その利益を控除したものを賠償額とするものであり、損害の確定の問題とは区別された独自の規範的意味を有するものと説明する学説が有力とされている⁹⁾。判例も、「(損害賠償制度が)被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものである」として、「被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を……損害から控除す」べきものとして（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）、損害と利益の間の「原因の同一性」と「同質性」により、その成否を判断すべきものとしている。

1) 保険料収入の損益相殺

本件保険契約の成立により、XはAから保険料収入を得ている。この保険料収入は、Y1の不告知教唆によってもたらされたものといえるが、この保険料収入はXのY1に対する損害賠償請求に際して、

損益相殺の対象となるか。

確かに、経済面に着目すると、保険料収入は保険金の原資となることで、保険会社の損害を減じさせている面がある。しかし、保険契約者の保険料支払義務は、(保険者の保険金支払義務ではなく)保険者の危険負担との間に対価関係があるとするのが支配的な立場であり¹⁰⁾、保険者は保険事故発生までの危険を現に負担することで債務を履行し終えている。そうすると、保険料収入という利益は、告知妨害等という不法行為によって生じた保険金の支払という損害との間に「原因の同一性」や「同質性」は認められず、損益相殺の対象とはならないものと解される。

2) 解約返戻金相当額の損益相殺

本件保険契約(「無配当解約払戻金抑制型定期保険」)について、保険事故発生時点で解約返戻金が発生していたか否かは判示からは不分明であるが、仮にこれが発生していた場合、Xは、Y1による不告知教唆の結果、保険金の支払を余儀なくされる一方で、告知義務違反解除を行った場合に生じる解約返戻金の支払義務を免れることとなる。この解約返戻金相当額は損益相殺の対象となるか。

当該保険契約は、被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われたことによって保険の目的が達成され、解約返戻金自体が発生することのないまま終了している。これは保険契約の構造に即した帰結であり、保険者に解約返戻金の支払義務が生じなかったとしても、保険者に解約返戻金相当額の「利益」が生じているとは言い難いようにも思われる。

もっとも、告知義務違反があっても保険契約自体は有効に成立しているから、保険者は、死亡という保険事故発生前に保険契約者から任意解約されれば解約返戻金の払い戻しを行わざるを得ない地位にあった。また、仮に告知妨害等がなく告知義務違反解除を行って得た場合であっても、やはり解約返戻金の払い戻しを行わざるを得ない地位にあった。そして、長期の損害保険や生命保険には、リスクの移転取引としての性格とともに保険特有の貯蓄要素が包含された取引としての性格があるとされており¹¹⁾、上記

のような解約返戻金の払い戻しを保険契約の貯蓄要素としての性格に基づく債務履行として捉えると、保険者は、保険金支払いを余儀なくされたとしても、そのうち解約返戻金に相当する額については元々払い戻しを行うべき地位にあった以上、同相当額については、告知妨害等が行われたことによる実質的な「損害」を受けていないとも言い得る¹²⁾。このように、貯蓄要素を包含する保険については、損害の公平な分担という損益相殺の趣旨や、損益相殺の規範的観点から、保険者が保険金受取人に支払う保険金のうち解約返戻金に相当する部分については、保険契約の貯蓄取引の債務履行としての側面があると評価し、同額については「原因の同一性」と「同質性」があるとして、損益相殺を肯定すべきとする見解も成り立ち得そうである¹³⁾。

実務上、告知妨害等が行われる事案は貯蓄要素を包含しない保険契約に係るものも多く、近時は低(無)解約返戻金型の保険商品が多いことからすると、解約返戻金相当額が損益相殺の対象になるとの見解が採用された場合であっても損害賠償請求への影響は限定的と言い得るが、この点は今後の議論や裁判例の蓄積を待つこととしたい。

③ 過失相殺

以上のほか、告知妨害等につき保険会社に過失があったときは、過失相殺(民法722条2項)の対象となる。保険会社が保険募集人に対して告知事項に関する誤った情報を提供し、それによる過失で保険募集人が告知妨害等を行ってしまったような場合や、保険会社が保険募集人に過度の営業プレッシャーを与えて営業活動を行わせていたような場面が想定されるが、前者についてはその誤案内の程度が大きい場合にはそもそも不法行為や債務不履行の成立自体が妨げられるであろうし、後者については、仮に保険会社が一定の営業プレッシャーを与えていた場合であっても、告知妨害等を許容・推奨する趣旨を含むものであったと認められる事例は容易には想定し難いことからすると、その認定は相当慎重に行われなければならないであろう¹⁴⁾。

(6) まとめ

本稿では、本判決に対する評釈のほか、本件では争点とならなかった損害論について検討を行った。これら損害論は、専ら民法上の不法行為に係るものではあるが、実務上、同種事案で損害賠償請求を行う場合にはその検討が避けられず、同検討に際しては、各給付の保険契約法上の位置付けの検討が避けられない。本稿では一つの試論を示したが、保険会社が募集管理体制の一環として適切に損害賠償請求権を行使し、その過程で裁判例や法的検討が蓄積されていくことを期待したい。

以 上

-
- 1) 本件において、Xは、Y 1の連帯保証人であるY 2（被告）に対する連帯保証債務履行請求も行っており、Y 2の擬制自白により認容されているが、本稿の目的との関係上、事実の紹介と評釈は割愛する。
 - 2) 受取人変更の有効性については、本稿の目的との関係上、事実の紹介と評釈は割愛する。
 - 3) 生命保険協会・生命保険相談所の「不適切な告知取得」に関する苦情受付件数は、2021年度が44件、2022年度が27件である（生命保険相談所・「ボイス・レポート〈全社版〉令和3年度第4四半期受付分」、同「同令和4年度第4四半期受付分」）。また、同レポートの「主な申出内容」を参照する限り、最も苦情件数が多い「入院等給付金不支払決定」に係る苦情にも、告知妨害等に関する事案が含まれているようである。
 - 4) 萩本修編著・一問一答保険法49頁（2009年・商事法務）
 - 5) 山下友信・保険法（上）437頁（2018年・有斐閣）
 - 6) 山下・前掲438頁
 - 7) 同条項号に違反する行為は、不祥事件として金融庁長官、財務局長又は財務支局長に対する届出対象となる（保険業法127条1項8号、同施行規則85条1項27号、同条8項3号、同法313条）。
 - 8) なお、告知妨害等がなかったとしても保険契約者等が告知義務違反をしたと認められる場合には告知義務違反解除が可能であるが（保険法55条3項）、本認定事実の限りでは同要件を充足するとの認定は困難である。

- 9) 窪田充見編・「新注積民法(5)債権(8)」448頁〔前田陽一〕（2017年・有斐閣）
- 10) 山下・前掲83頁
- 11) 山下・前掲33頁
- 12) 特に、一時払の養老保険や終身保険などのように、リスクの移転取引としての性格を極限まで縮小し、貯蓄ないし投資取引としての性格を強めた保険契約（山下・前掲33頁参照）の事例を想定した場合、保険者は保険募集人の告知妨害等によって保険金支払義務を免れ得なくなるとしても、代理店に対する損害賠償請求でこれを全額補てんすることができ（回収可能性の点は措く）、他方で相当高額となる解約返戻金相当額はそのまま保持することが可能となる。そのため、告知妨害等が行われなかった場合（この場合、保険者は保険金支払義務を免れるが解約返戻金支払義務を負う）に比して、告知妨害等が行われた場合の方が保険者の利益が大きくなるという、ややバランスを欠いた帰結が導かれる。
- 13) なお、保険料積立金は、告知義務違反解除の際には返戻されず、保険契約者が任意解約により請求し得るものでもないから（保険法63条）、同額を損益相殺の対象とすることは相当ではないと考えられる。
- 14) その他、使用者の労働者に対する損害賠償請求が、損害による公平な分担という観点から信義則により制限されて賠償額が減額される場合があることに着目し、保険会社の保険代理店に対する損害賠償請求についても信義則により制限され得るかは一応問題になる。しかし、保険代理店は独立した事業者であり、告知妨害等は保険代理店としての挙績や代理店手数料の獲得を目的として行われている場合が大半であろうから、仮に同様の法理の適用を肯定したとしても、機能する場面は極めて限定的なものに留まるものとする。むしろ、保険会社の保険代理店に対する損害賠償請求を制限すべき事情があるのであれば、それは過失相殺や損益相殺において採否を考慮すれば足りるものとする。